

保育料算定における寡婦・寡夫控除みなし適用申請書

年 月 日

綾 部 市 長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電 話 _____
子の氏名 _____ 生年月日 _____
施設名 _____

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用を申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請日に、次のいずれかに該当します。

- 1 婚姻歴がなく、かつ婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、20歳未満の子（※）と生計を同じにしています。
- 2 上記1であり、20歳未満の子を税法上の扶養親族としており、母の合計所得金額が500万円以下です。
- 3 婚姻歴がなく、かつ婚姻状態（事実婚を含む）にない父であり、20歳未満の子（※）と生計を同じにしています。また、父の合計所得金額が500万円以下です。

（※）子は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

綾部市が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当情報、申請者及び対象となる子の課税状況、戸籍及び住民記録情報を調査し、確認することに同意します。

また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取消しに伴い、適用された保育料の減額分について返還します。

年 月 日 氏 名 _____ ⑩

【添付書類】 申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）または児童扶養手当証書
この他、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- 1 生活保護を受給している方、非課税の方は対象外です。
- 2 所得の状況によっては保育料の変更が生じない場合があります。
- 3 本申請は保育料と副食費徴収免除の算定にのみ用いるものです。